

GIFU

HOZEN

岐阜県環境保全協会報

2002 / 第49号

平成14年1月1日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

あいさつ 年頭にあたって

(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 中本貞実 … 1
役員一同 … 2特 集 と畜場等から発生する不要物(動物系固形不要物)が産業廃棄物になりました
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正」

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 3

環境への配慮をさらに進めるために

～岐阜市庁舎のISO14001認証取得について～

岐阜市環境部環境総務課 … 6

特 集 わがまちの産業廃棄物問題と対策 上石津町長 小川一善 … 9
明智町長 成瀬郁夫 … 10行政ニュース 環境白書(平成13年)の概要 岐阜県健康福祉環境部環境政策課 … 11
第5次伊勢湾水質総量規制について

岐阜県健康福祉環境部環境管理課 … 12

岐阜県人事異動(関係分) ……………… 13
解体工事業に係る登録について

岐阜県基盤整備部建設管理政策課 … 14

協会だより 当協会理事長中本貞実氏勳四等瑞宝章受賞 ……………… 15

清水正靖氏(当協会副理事長)環境大臣表彰受賞 ……………… 15

当協会・財地球環境村ぎふ・岐阜県産業廃棄物処理協同組合との懇談会開催 … 15

平成13年度第1回中部地域協議会の開催 ……………… 16

「地球環境村ぎふフェア'01」開催 ……………… 16

「2001 NEW環境展・名古屋」開催 ……………… 17

「廃棄物処理施設」の視察 ……………… 17

岐阜県企業リサイクルフォーラム開催 ……………… 18

平成13年度第4・5回理事会開催 ……………… 18

平成13年度第6回理事会開催 ……………… 18

新規加入会員紹介 ……………… 19

平成13年度「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規収集運搬課程)」及び

「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の再追加開催について ……………… 21

新しく啓発普及ポスター作成 ……………… 22

トピックス 中部四県の産廃協会が米国同時多発テロ事件に係わる「見舞金」を米国領事館へ贈呈 … 23

21世紀の水環境づくり国際会議(水環境づくり実践のための実務者会議)

資料提供 岐阜県健康福祉環境部環境管理課 … 24

リサイクル名目での不適正処理の防止について(お願い)

社団法人全国産業廃棄物連合会 … 27

編集後記 協会作成図書等のご案内 ……………… 29

会員(企業)紹介 ……………… 29

22・30



年頭にあたって

理事長 中本貞実

明けましておめでとうございます。
平成14年の新春をお迎えし、皆様のご健勝
とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年は希望に満ちた新世紀幕開けの年でとくに皇太子・雅子妃両殿下におかれましては、国民のひとしくお待ち申し上げておりました敬宮愛子さまのご誕生は、誠におめでたく謹んでお喜びと皇室のご繁栄をお祈り申し上げる次第であります。

なお昨年は、暗い事件も多く、9月には全世界を震撼させた同時多発テロの発生で、テロリスト根絶対策のアフガニスタン問題、炭そ菌事件等、また我が国においても国際協力による自衛隊の海外派遣等、かつて経験したことのない激動の年であります。

わが国経済においても、世界的な情報技術（IT）不況、痛みをともなう構造改革の推進、株価の下落、そして狂牛病騒動等々長引く不況による失業率の上昇、個人消費の冷え込み等、デフレ経済の様相を呈し大変厳しい年であります。

こうしたなか、本年も、米国景気の後退、雇用不安、所得減少等で国内景気も厳しい状況が続くものと推測されております。

21世紀は「環境の世紀」と言われ、なかでも地球の温暖化の防止について先進各国が協議を続けてきた二酸化炭素など、温室効果ガスの排出削減を先進国に義務付けた議定書が最終合意される見通しとなったことは、誠に

喜ばしいことだと思います。環境問題は、次の世代のために、環境を守り、資源の節約をはかり、持続的な発展を維持していくことが出来る社会へ構造転換をはからなければなりません。こうした動きのなかで、国においては2000年を循環型社会形成元年と位置づけ、「循環型社会形成基本法」をはじめとする各種リサイクル関連法の制定や、廃棄物処理法等の改正がおこなわれ、産業廃棄物の適正処理の推進がはかられました。また、本年12月1日から適用されるダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく焼却炉の排出基準の適用対策や、産業廃棄物最終処分場の逼迫とともに、本年も廃棄物問題は大変厳しい状況で推移することと思います。岐阜県においても産業廃棄物の適正処理と、県内産業育成の観点から、最終処分場の確保が緊急の課題となっており、こうした産業廃棄物処理施設の不足が不法投棄等産業廃棄物の不適正処理に繋がり、マスコミ等で報道されない日はないという状況で誠に憂慮に堪えません。

平成14年の新春にあたり、産業廃棄物問題を全県民的課題として、県民の明るい幸せな暮らしができる21世紀を構築すべき決意を新たにします。

本年も会員の皆様はじめ関係各位の一層のご支援ご協力を願い申し上げご挨拶といたします。

頌 春



年頭にあたり平素のご協力を深く感謝申し上げます

平成十四年元旦

理事長	中本貞実	理事	田中一郎
副理事長	清水正靖	"	長尾勇
"	後藤利夫	"	野々村清
理事	天池和義	"	野村清晴
"	臼井清三	"	原弘
"	粥川長司	"	三浦茂
"	木村虎男	"	水谷重雄
"	清水道雄	"	森憲一
"	杉山博之	"	山村けい
"	鈴村兼利	監事	佐藤敏一
"	曾我部誠	"	山口繁
"	高井信夫	事務局	
"	竹中靖	専務理事	林杉雄

と畜場等から発生する不要物(動物系固形不要物)が産業廃棄物になりました

[廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正]

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

我が国における牛海绵状脳症（BSE）の発生に関連し、と畜場においてと殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物が、平成13年10月27日から産業廃棄物とされました。

以下に、その概要を紹介します。

(注) • 文面中、「法」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「施行令」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「施行規則」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」を意味します。

第1 改正の趣旨

牛海绵状脳症の国内での発生に伴い、厚生労働省において、牛肉等の安全確保の観点から、牛の特定危険部位の除去・焼却が通知され、本日付け公布のと畜場法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第209号）により、平成13年10月18日より法令上義務付けられることとなったところである。また、農林水産省において、食肉全体の円滑な流通・消費を確保する観点から、飼料用・肥料用の肉骨粉及び肉骨粉を含む飼料・肥料の製造・販売の一時停止が通知されたところである。これに伴い、牛の特定危険部位については、今後不要となるものと考えられるほか、これまで肉骨粉の原料として利用され、不要となることがほとんどなかったと畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生ずる骨等の残さについても、今後、不要となるものが生じてくることが考えられる。

こうしたと畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生ずる不要物は、施行令第2条第4号に規定する食品製造業等において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物及び同条第11号に規定する家畜の死体（畜産農業に係るものに限る。）と性状的に動物に係る不要物としての類似性を有し、かつ、と畜場及び食鳥処理場における事業活動に伴い一定量が発生することであること等から、改正令によりこうした不要物について、と畜場においてとさつし 又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物（以下「動物系固形不要物」という。）として、産業廃棄物としての位置付けを明確にし、これにより、新たに廃棄物として生ずる動物系固形不要物について、産業廃棄物として法に基づき、委託基準及び産業廃棄物管理票等の各種規制により、その適正な処理を確保することとしたものである。

なお、もとより、と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において

特 集

食鳥処理をした食鳥に係る固形状のものであっても、引き続き、不要でないものは廃棄物ではなく、改正令は、と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理湯において食鳥処理をした食鳥に係る固形状のもの全体を産業廃棄物とするものではない。

(注) • 動物の解体等に伴い発生する血液等の液体の不要物は、法第2条第4項第1号でいう産業廃棄物である「廃酸」又は「廃アルカリ」に該当する。

第2 改正令の内容

1. 産業廃棄物としての位置付けの明確化等

動物系固形不要物について、改正令による改正後の施行令第2条第4号の2に追加するとともに、同条第4号の動植物性残さ及び同条第11号の家畜の死体と同様、施行令第6条第1項第3号ヲに規定する腐敗物に係る理立て処分の基準を適用するため、同号ヲに規定する腐敗物として、当該産業廃棄物を追加したこと。

2. 経過措置

廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理施設の設置許可申請並びに廃棄物処理施設の設置許可に関し、所要の経過措置を設けたこと。

具体的には、廃棄物処理業の許可に関し、平成13年10月27日の時点において一般廃棄物の処理業者であって動物系固形不要物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる者は、平成14年10月26日までの間に限り、動物系固形不要物の取扱いを事業の範囲とする産業廃棄物処理業者とみなすこととしたこと。

また、廃棄物処理施設の設置許可申請に関し、平成13年10月26日以前に、動物系固形不要物の処分の用に供されるごみ処理施設のうち焼却施設又は一般廃棄物の最終処分場（以下「動物系固形不要物処理施設」という。）について、法第8条第1項の許可の申請を行った者であって、平成13年10月27日の時点において許可又は不許可の処分を受けていないものは、動物系固形不要物の処分の用に供される産業廃棄物処理施設として法第15条第1項の許可の申請を行ったものとみなすこととしたこと。

同様に、廃棄物処理施設の設置許可に関し、平成13年10月26日以前に、動物系固形不要物処理施設について法第8条第1項の許可を受けた者は、動物系固形不要物の処分の用に供される産業廃棄物処理施設として法第15条第1項の許可を受けたものとみなすこととしたこと。

第3 その他留意事項

1. 動物系固形不要物のうち、牛の特定危険部位については、牛肉等の安全確保の観点から、厚生労働省において焼却することが義務付けられることとなったことから、食品衛生部局及び畜産部局と連絡調整を行いつつ、牛の特定危険部位の処分に当たっては食品衛生部局及び畜産部局の指導に従い焼却を行うよう、事業者を指導されたいこ

と。

2. 動物系固形不要物について、収集運搬及び処分を委託する場合には、法に基づき委託契約書の締結等の委託基準の遵守及び産業廃棄物管理票の交付等義務が課せられることとなるため、その円滑な実施につき、食品衛生部局及び畜産部局と連携して、事業者に対する指導方針配意願いたいこと。
3. 動物系固形不要物の処分を事業として行おうとする者により、新規に産業廃棄物処分業の許可申請が行われた場合、又は既に産業廃棄物処分業の許可を有している者により処分業に係る変更許可申請が行われた場合、並びに産業廃棄物処理施設の設置許可申請がなされた場合にあっては、当該産業廃棄物の円滑な処理の確保が要請されている状況にかんがみ、法に基づき可能な限り速やかに適切な処分を行われたいこと。

(注) • 施行令第7条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設（汚泥、廃油、廃プラスチック、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物を除いた産業廃棄物の焼却施設）の設置者が、「動物系固形不要物」を追加する変更を行う場合であって、施行規則第12条の8各号のいずれにも該当しないもの（軽微な変更）である場合は、法15条の2の4第3項で準用する法9条第3項に基づく変更届出で足りる。

• 「動物系固形不要物」は、施行令第2条第4号に規定する「動植物性残さ」の一部をなすものであり、「動植物性残さ」の処分をその事業範囲に含む産業廃棄物処分業者であって、取り扱う「動植物性残さ」の範囲が特定のものに限定されているもの以外のものについては、「動物系固形不要物」の処分を行うことができる。

4. 改正令の施行に併せ、改正省令により、動物系固形不要物のみの収集又は運搬を行う者については、産業廃棄物の収集運搬業の許可を要しないものとされたところであるが、これは政令が緊急に施行されたことに照らし、当分の間、収集運搬業の許可を不要とした趣旨であるので了知願いたいこと。
5. 廃棄物となった肉骨粉の処理については、本年10月2日付け当職通知環廢対395号により、市町村において必要と認める場合にあっては必要な費用を徴収しながら焼却処理を行うことを検討する旨市町村に対して周知方願ったところであるが、産業廃棄物である動物系固形不要物については、法第11条第2項に基づき市町村は、一般廃棄物とあわせてその事務として処理することができることから、動物系固形不要物についても、市町村において必要と認める場合にあっては必要な費用を徴収しながら焼却処理を行うことを検討するよう周知願いたいこと。

環境への配慮をさらに進めるために ～岐阜市庁舎のISO14001認証取得について～



岐阜市環境部環境総務課

ISO14001の審査登録機関による審査の結果、当該システムがISO14001の規格に適合していることが認められ、登録されました。

対象範囲 岐阜市役所本庁舎、南庁舎
及び西別館

登録日 平成13年10月24日

登録証授与式 平成13年10月29日

認証取得にいたるまで

・市長による取り組み開始の宣言

平成12年5月24日、市長が記者会見し、市としてISO14001の認証取得をめざすことを発表しました。

・システムの構築体制

システムの構築に向けて、次のような体制を整備しました。

環境管理統括者 市長

環境管理責任者 環境部長

率先本部長（部等の責任者） 各部長等 19名

率先本部員（課等の責任者） 各課長等 72名

内部環境監査チーム 各部主幹等 17名

なお、各部局の職員でプロジェクトチーム（発足当初21名）が編成され、全体の核としての役割を担い、システム構築の実務を担当しました。

・環境方針の発表

平成12年10月26日、市長が環境方針を発表し、本市の行政活動についての環境配慮の基本事項を明らかにしました。

・システムの運用

平成13年1月4日から、全庁的にシステムの運用を開始しました。各課では、エコ当番が昼休みの消灯、OA機器の節電、紙の分別など、毎日の取り組みを点検することになりました。

・内部環境監査の実施

市長直属の機関である内部環境監査チームは、平成13年2月及び5月に全部局を対象に内

部環境監査を実施し、システムの適合性及び運用状況をチェックしました。

・外部監査の実施

外部審査は、平成13年8月23、24日に事前・書類審査、同年10月9、10日に登録審査が実施されました。

認証取得のねらい

本市として認証取得したねらいは、次のとおりです。

○環境負荷の低減及びより優れた環境の創造

- ・環境に配慮した事務・事業活動により、環境保全を推進する。

○率先実行

- ・市が率先して実行することにより、市民・事業者の取り組みを促す。

○意識改革

- ・第三者機関の認証を受けることに伴い、職員の意識改革を図る。

○経費節約

- ・省エネ・省資源により経費の節減を図る。

本市の環境管理システムの特色

本市では環境に配慮した行政を進めるために環境管理システムを導入しましたが、実際に本市の環境基本計画に沿って行政を推進する手段と考えています。

したがって、省エネ・省資源など環境への負荷を減らすだけでなく、大気・水質等の状態を良くしていく、循環型社会への転換のためのしくみを作っていく、あるいはそれらのために市民や事業者のみなさんの意識を高めていくようなことも目指しています。そこで、各部局の様々な施策について15項目の目的を掲げ、その実現のため52項目の目標を設定しています。

主な目標（H13年度）

	施 策 等	目 標 値 等
事務所業務	コピー用紙使用量の削減	H11比で5%削減する
	電気使用量の削減	H11値から増加させない
	公用車燃料使用量の削減	H11比で1%削減する
	庁舎のごみの削減	H11比で8%削減する
	低公害車等の導入	4台以上購入する
	環境にやさしい物品の購入	調達方針に基づいて推進する
工事	再生碎石・アスファルト合材の使用	使用実績を把握する
	建設発生土の再使用	再生資源利用率60%

特 集

その他の事業	長良川ふれあいの森利用の推進	施設利用者数100組
	公園等への植樹の推進	植栽樹木数670本
	ダイオキシン対策の推進	焼却炉の自主測定報告率80%
	水源涵養林の保全	分取造林締結数13町村
	資源物の分別収集の推進	資源化率22.61%
	環境学習の推進	エコテキスト取組学校数48校
	環境管理システムの導入支援	I S O 14001認証補助件数 3 件

今後の展開

環境基本計画では、行政だけでなく、市民や事業者それぞれが実践すること、また三者が互いに協力していく「協働」の必要性が強調されています。

そこで、本市がI S O 14001の認証を取得したことを機に、市民・事業者の皆さんにも日頃から環境にやさしい活動に努めていただきたいということで、市では次のような事業を行っています。

□エコライフ活動の推進（エコカレンダーの普及）

エコカレンダーは、カレンダー形式の環境家計簿で、市が作成し希望者に配付しています。家庭生活に関連して排出されている二酸化炭素の量を自分で計算することによって地球の温暖化について関心を高めるとともに、環境にやさしい生活（エコライフ）に転換するきっかけとなることをねらいとしています。

□環境学習の推進（エコテキストによるエコライフ教育）

小学生を対象にした事業で、日頃から環境にやさしい生活を家庭などで実践するようエコテキストを配付しています。

□I S O 14001認証取得に対する補助

市内の中小企業を対象とし、I S O 14001の認証取得に関する費用の一部を補助しています。環境にやさしい事業活動を進めていただくことがねらいです。

（平成13年11月28日）

わがまちの産業廃棄物問題と対策

「廃資源の再利用」について



上石津町長 小川一善

平素は、生活環境の保全と産業廃棄物の適正な処理につきまして、貴協会の格別なるご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本町は、三重県と滋賀県に接する岐阜県最西南端に位置し、鈴鹿山脈と養老山地に囲まれた盆地の中央を牧田川が貫流しています。

町の人口は7,000人程で、総面積123km²のうち、90%を山林が占める典型的な中山間地域であります。このように町では恵まれた自然を生かし、訪れる人に安らぎを提供しながら多自然居住型住む町、上石津を目指した環境整備保全に努めています。

生活環境の保全で最も頭の痛いことは、山間地共通の問題として、ゴミの不法投棄であります。来訪者のマナーの悪さから、観光地や山間部、河川、道路等への不法投棄が後を絶たず、警告看板設置や夜間パトロールなども実施していますが、イタチごっこになっており、根本的には日本人の問題として社会教育から始めなければ解決しないのではないかと思う今でございます。

家庭から出る一般ゴミについては、農家が比較的多いことから、生ゴミを農地に還元させる減量対策を推進しており、1戸当たりのゴミ発生量は、近隣他町と比較して極端に少な

く、町民協力体制に感謝しているところです。

ゴミ処分の有料化、分別収集、資源回収奨励制度、ゴミ処理機購入補助など一般的に市町村が実施している施策については、既に定着しておりますが、本町では新しい試みとして、新エネルギー対策の中に、廃資源の再利用を取り入れ、実施及び検討をしております。

一つは、廃食用油の再利用を実施しています。学校など公共施設から出る天ぷら用植物性廃油をメタノール精製し、公用ディーゼル車の燃料として活用しています。規模も小さく、まだ試作段階として取入れたもので、採算のとれるものではありませんが、今後一層強まる循環型社会の構築、意識向上の一環として意義はあると思います。

9月末ごろから稼動し始め、最近では一般家庭からの廃油の提供の要望もあり、将来的には全町的なものに進展すればと期待しております。

もう一点は、広大な山林と木造建築廃材などを利用した木質バイオマスエネルギーの導入検討であります。この施策は北欧地域ではすでに実用化され新しいクリーンエネルギーとしても注目度は高く、現在町としての調査研究に入っており、一段と厳しくなる廃棄物の処理対策の一助としても是非導入実用化させたいと思っております。

この二つの取組については、平成12年度に新エネルギービジョン策定審議会を一般公募し、14名で設置し答申された中の一部であり、本町のような小さな町が取り組むことによって大勢に影響するものではありませんが、微力ながら少しでも環境保全の意識の向上につながり、広く波及し、それぞれの町村で可能な対策を検討していただけることを願っております。

今後とも一層のご指導、ご協力をお願いし貴協会の益々の発展と会員のご活躍をお祈り申し上げます。

ごみ処理の現況と課題



明智町長 成瀬 郁夫

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は県の東南部に位置し、その西南部は愛知県との県境となっています。面積は67.13平方キロメートル、森林面積が総面積の約81%をしめ、矢作川水系の最上流部いわゆる三河高原の北端部にある人口7千人の町です。昭和59年には「日本大正村」として立村し21世紀には、まちづくりのモデルとしての役割を持ち、未来型の地域創造に挑戦する町です。

さて、町の一般廃棄物は恵南4町1村で構成している恵南福祉保健衛生施設組合「恵南クリーンセンター あおぞら」で処理しています。可燃ごみはダイオキシン対策に配慮した最新鋭の流動床式ガス化溶融炉で焼却処理し、不燃ごみはリサイクルプラザ棟で再資源化を行っています。

しかしながら、最新鋭の施設であっても町民から出されるごみが質の悪いごみであってはいけません。町では分別の方法等ごみに関する情報提供を行い、町民の皆様に生ごみの水きりや資源ごみとして分別・洗浄等を行っ

ていただくことにより処理コストの抑制、資源物としての高価値、ごみの減量化が図られるものと考えています。また、事業所では自らの責任において適正な処理、ISO認証取得等の取り組みが行われています。

新聞紙や段ボール等の資源回収は、小中学校PTA・子供会・婦人会等の各種団体が実施しています。近年、少子化によるPTA会員の減少、資源ごみの有償化等の諸問題がありますが、町では助成金を交付し集団回収による再資源化を図っています。

さらに、ごみの減量化対策として電気式生ごみ処理機1台につき購入費用の1/2（2万円を限度）を助成し、厨房ごみも堆肥としてリサイクルしていただくよう努めています。

また、昨年の4月から「空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」を施行しました。この条例は広域での取組みが有効なため、恵那市と恵南4町1村で取組みました。町民の一人一人が自覚を持ち意識の高揚を図り、環境美化を推進し快適な生活環境を確保することが目的です。また、郵便局・森林組合にも不法投棄の監視体制を依頼しています。

今後、各種リサイクル法の制定等が行われ廃棄物を取り巻く環境は一層厳しいものと思われます。町民・事業所・行政が廃棄物に対して関心、責任を負うことにより環境に負荷を与えない町づくりを推進していく必要があります。

終りにあたり、本町における廃棄物処理を円滑に行うためにも、引き続き貴協会のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、貴協会の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

環境白書(平成13年)の概要

岐阜県健康福祉環境部環境政策課

岐阜県環境基本条例第9条の規定により、本県における生活環境及び自然環境の状況（平成12年度）と環境保全に関する施策（平成12年度及び平成13年度）をとりまとめ、「環境の状況及び環境の保全・創出に関する報告」として9月20日に県議会で報告したものを「環境白書」として発行するものです。

岐阜県環境基本条例

第9条 知事は、毎年、県議会に環境の状況並びに県が豊かで快適な環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
2 知事は、前項の報告を、毎年、公表しなければならない。

○今年度の環境白書の構成は次のとおりです。

第1部 総説

（国及び岐阜県の動向、環境保全対策の総合的推進、環境の概況について記述）

第2部 生活環境の状況及び保全に関して実施した施策

（平成12年度の生活環境の状況及び保全対策、公害紛争・苦情の処理、環境保全に関する調査研究等、公害防止のための助成について記述）

第3部 自然環境の状況及び保全と活用に関して実施した施策

（平成12年度の自然環境の状況及び保全対策について記述）

第4部 平成13年度において実施しようとする環境保全に関する施策

資料 大気環境、水環境、騒音、振動等の測定結果、廃棄物処理施設整備状況、自然環境保全地域等の指定状況等

なお、本白書は、岐阜県環境推進協会（環境局環境管理課内）において販売します。

（1冊1,500円（予定））



第5次伊勢湾水質総量規制について

岐阜県健康福祉環境部環境管理課

水質汚濁防止法施行令が改正され、平成16年度を目標とする第5次伊勢湾水質総量規制がスタートし、従来のCODの水質総量規制に加えて、窒素・燐に係る水質総量規制が実施されることになりました。

今回の改正により、指定地域内事業場（水質汚濁防止法施行令で規定する伊勢湾流域の87市町村に設置される日平均排水量が50立方メートル以上の事業場）の設置者は、次の事項を遵守する必要が生じました。

1 水質汚濁防止法第6条第3項の規定による届出

改正政令施行の際、指定地域において特定施設を設置している者であって排出水を排出する者は、改正政令施行の日（平成13年12月1日）から60日以内に「排水系統別の汚染状態及び量」を地域振興局（事務所）環境課（岐阜市の場合は岐阜市環境管理課）に届け出る必要があります。この届出水量に県が業種ごとに定めるC値（COD、窒素、燐それぞれについて設定）を乗じて総量規制基準が算出されます。

2 水質汚濁防止法第14条第2項の規定による特定排出水の汚濁負荷量の測定

指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令の定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

つまり、CODに加えて、特定排出水の窒素及び燐の濃度を測定し、排出水量を乗じて、特定排出水のCOD汚濁負荷量、窒素汚濁負荷量、燐汚濁負荷量をそれぞれ測定・記録する必要が生じました。

なお、測定開始時期は、新增設を行わない既設事業場の場合は、平成16年4月1日（予定）から、新增設を行う事業場の場合は県告示で定める日からとなります。

3 水質汚濁防止法第14条第3項の規定による汚濁負荷量の測定手法の届出

指定地域内事業場から排出水を排出する者は、上記2の汚濁負荷量の測定の方法（特定排出水の水量、COD・窒素・燐濃度）をあらかじめ管轄地域振興局（事務所）環境課（岐阜市の場合は岐阜市環境管理課）に届け出る必要があります。

なお、日平均排水量が400立方メートル以上の事業場の設置者は、CODと同様に、新たに窒素・燐に関しても自動計測器により濃度を測定する必要が生じますので、設置する機種選定等の準備をすすめておく必要があります。日平均排水量が400立方メートル未満の事業場の設置者は、CODと同様に、JIS法による測定も認められます。

4 総量規制基準の遵守

指定地域内事業場の設置者は、総量規制基準を遵守しなければなりません。総量規制基準の基本となるC値は今後、県告示により示されますが、C値の範囲は環境省告示により決定されていますので、特に特定排出水中の窒素・燐の濃度が高い事業場は、あらかじめC値の下限値を目標に、窒素・燐の低減に努めてください。

なお、C値の範囲は、各地域振興局（事務所）にお問い合わせください。

第5次伊勢湾水質総量規制の流れ

- 改正水質汚濁防止法施行令の施行（指定項目、指定水域、指定地域を規定）
 - ↓
 - 〈平成13年12月1日〉
- 総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を定める環境省告示
(知事が定める総量規制基準（C値）の範囲を規定)
- 水質汚濁防止法第6条第3項の規定による届出
 - ↓
 - 総量規制基準を定める県告示（総量規制基準（C値）、規制開始時期を規定）
 - ↓
 - 水質汚濁防止法第14条第3項の規定による届出（新增設指定地域内事業場）
 - 新增設指定地域内事業場に基準適用（窒素・燐汚濁負荷量の測定を開始）
 - ↓
 - 水質汚濁防止法第14条第3項の規定による届出（既設指定地域内事業場）
 - 既設指定地域内事業場に基準適用（窒素・燐汚濁負荷量の測定を開始）
 - 〈平成16年4月1日の予定〉

岐阜県人事異動（関係分）

（平成13年11月1日付け）

◇廃棄物対策課

現職名	転入者	転入前職名	転出者	転出先職名
技術課長補佐 兼一般廃棄物係長	高木 啓之	中濃地域保健所 技術課長補佐	磯貝 義博	岐阜地域保健所 技術課長補佐 兼生活衛生係長

解体工事業に係る登録について

〔平成13年11月30日以降解体工事を行うためには、
解体工事業の登録が必要です。〕

岐阜県基盤整備部建設管理政策課

平成12年5月31日に公布された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」については、段階的に施行を行っているところですが、平成13年5月30日に施行された解体工事業の登録等に関する規定において、解体工事業を営もうとする者は、行おうとする解体工事の規模にかかわらず、岐阜県知事の登録を受けなければならぬことになっております。

なお、土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る建設業法の許可を受けたものは、登録を受けなくても解体工事を行うことができます。

この規定については、経過措置として6ヶ月間は登録を受けなくても引き続き解体工事業を営むことができるものとされていましたが、平成13年11月30日以降については建設業の許可も解体工事業の登録も行っていない者は解体工事を行うことができなくなり、これに違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなっています。

まだ、登録の手続が済んでいない方は、最寄りの建設事務所又は県庁建設管理政策課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

県 府 建設管理局建設管理政策課建設業係
電話 058-272-1111 内線3647
各建設事務所 管理課契約係

名 称	電 話 番 号
岐 阜	058-264-1111 内線 304
大 垣	0584-73-1111 内線 345
揖 斐	0585-23-1111 内線 307
美 濃	0575-33-4011 内線 304
八 幡	0575-67-1111 内線 304
可 茂	0574-25-3111 内線 305
多 治 見	0572-23-1111 内線 304
恵 那	0573-26-1111 内線 326
萩 原	0576-52-3111 内線 305
高 山	0577-33-1111 内線 364
古 川	0577-73-2911 内線 213

当協会理事長中本貞実氏 勲四等瑞宝章受章

当協会理事長中本貞実氏が平成13年秋の叙勲〈地方自治功労〉で元県議としてのご功績により、勲四等瑞宝章を受章され、平成13年11月6日岐阜県庁に於いて梶原拓岐阜県知事から伝達されました。

当協会は第6回理事会において記念品を贈りそのご栄誉をお祝いしました。



中本貞実理事長に記念品贈呈

清水正靖氏（当協会副理事長） 環境大臣表彰受賞



副環境
理事長
清水正靖氏
環境大臣表彰受賞の当協会

当協会副
理事長清水
正靖氏（寿
和工業株代
表取締役会
長）が平成
13年度生活
環境改善事
業功労者と

して栄えある環境大臣表彰を受賞されました。

当協会は第6回理事会において記念品を贈りそのご栄誉をお祝いしました。

当協会・財地球環境村ぎふ・岐阜県産業廃棄物処理協同組合との懇談会開催

このたび当協会顧問桑田宣典氏（前岐阜県副知事・現財岐阜県県民ふれあい会館理事長）・理事長・副理事長・各委員長・各副委員長、財地球環境村ぎふ理事長・副理事長・専務理事、岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長の出席のもとに懇談会を開催いたしました。

中本理事長の挨拶に続いて、桑田顧問より廃棄物業界の県下の状況について、財地球環境村ぎふ丹羽理事長から今後の地球環境村構想について、岐阜県産業廃棄物処理協同組合森朴理事長が今後の業界の進み方等を述べられた後、出席者の活発な質疑応答により有意義な情報交換の懇談会となりました。



当協会・財地球環境村ぎふ・岐阜県産業廃棄物処理協同組合との懇談会

記

1. 日時 平成13年10月2日(火)
午後3時から5時まで
2. 場所「岐阜県県民ふれあい会館」
409特別会議室
3. 懇談会出席者
○財団法人地球環境村ぎふ
•理事長 丹羽 中正
•副理事長 福山 益生
•専務理事 二重谷伸行
○岐阜県産業廃棄物処理協同組合

・理事長	森朴繁樹
○当協会	
・顧問	桑田宜典
・理事長	中本貞実
・副理事長	清水正靖
・副理事長	後藤利夫
・総務委員長	清水道雄
・研修指導委員長	水谷重雄
・広報編集委員長	山村けい
・適正処理委員長	田中一郎
・総務副委員長	三浦茂
・広報編集副委員長	野村清晴
・適正処理副委員長	粥川長司
・適正処理副委員長	竹中靖
○事務局	
・専務理事	林杉雄
・事務局長	松永洋

平成13年度 第1回中部地域協議会の開催

平成13年10月3日(木)15時より平成13年度第1回中部地域協議会が(社)全国産業廃棄物連合会総務部長奥村啓一様出席のもとに愛知県名古屋市内のホテルグランドコート名古屋において開催されました。

当協会からは水谷重雄研修指導委員長、山村けい広報編集委員長、田中一郎適正処理委員長、林杉雄専務理事が出席しました。会議では、次の議題について協議されました。

1. 廃棄物処理法の改正について
2. (社)全国産業廃棄物連合会の事業計画について
 - ①実務研修会の実施
 - ②全国各協会の活動状況
 - ③年間活動予定
3. 中部地域協議会の12年度の決算及び13年度予算執行状況について
4. 中部地域各協会の情報提供について
5. その他情報交換

「地球環境村ぎふフェア'01」

資源循環型社会の実現を図るため、リサイクル思想の普及啓発を促進

当協会も協賛し「ちびっ子クイズ」を開催、好評

平成13年10月13日(土)午前10時より午後4時まで「地球環境村ぎふフェア'01」が岐阜市内岐阜アリーナにおいて盛大に開催されました。

同フェアは一般県民を対象に廃棄物リサイクル思想の普及啓発と岐阜県「地球環境村」構想のPRを行うとともに、環境・リサイクル産業の振興を図ることを目的に開催されたもので、主な行事として第4回ごみ対策川柳コンテスト、環境美化功労者等の表彰が行われました。環境リサイクル関連企業展、リサイクル体験コーナー、行政展示コーナー、ごみ対策川柳展示コーナー、リサイクルフリーマーケット、飲食屋台等も設けられ、また会場に設けられたステージでは、着ぐるみによるステージショーが開かれ大変人気を博していました。



「地球環境村ぎふフェア'01」に協賛出展した当協会の出展ブース

当協会も協賛し、会員の皆様のご協力を得まして「ちびっ子クイズ」を開催し、正解者に対し賞品としてゴム風船、花の種を配布しリサイクル等の啓発普及につとめました。今年は好天に恵まれ、大勢の親子連れでにぎわい、特にゴム風船は子供達に大変喜ばれ、私たちにとりましても大変楽しい1日でした。

「2001NEW環境展・名古屋」開催

「2001NEW環境展・名古屋」(主催・(株)日報)が11月8日(木)から11日(日)まで4日間ポートメッセなごや(名古屋市港区)で開催されました。

当協会も1小間出展しました。協会の紹介、案内の外展示物等について全会員にお詰りしましたところ次の会員の方々からご協力をいただきました。来場者の方々からも出品物等に対し質問、照会等関心も高く大変盛況がありました。



「2001NEW環境展・名古屋」に出展して多数の来場者で盛況だった当協会出展ブース

○(社)岐阜県産業環境保全協会・案内パネルを掲示し協会事業等の紹介、ポスター掲示、協会作成図書の展示販売。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律・法令集、岐阜県・岐阜市の産業廃棄物関係規程集、協会要覧(平成13年度版)、最新版よくわかる廃棄物処理法のポイント。)

○(有)キヨス合成リサイクルセンター
廃バチンコ台処理による再生品及び固形燃料(RDF)

○株生物研究所
建設汚泥の固形化剤

○株レミックマルハチ

ペットボトルのリサイクル製品、衣紋掛、ゴミ箱等。

- (株)クリエートサン
製紙スラッジの炭化リサイクル製品。
- 水野宣言(水野建材)
建設残土の改良について、サンプル展示。
- (株)ジェーシーサービス
エアゾール等に代わる噴射媒体及び容器。
- (株)フシミ
MM位(ミネラルマイナスイオン)複合媒体、TIO(酸化チタン)光触媒サンプルの展示。
- 自然応用化学(株)
コンポスト(堆肥)製品。

「廃棄物処理施設」の視察

研修指導委員会では、平成13年度の研修事業として視察研修会を11月15日(木)80名(バス



80名が参加した廃棄物処理施設視察

2台)の多数の参加を得て次の通り行いました。

- 視察先
 - 1. サンエイ株式会社
焼却・溶融施設
愛知県刈谷市泉田町西沖ノ河原1
 - 2. 株式会社海星

建設汚泥の中間処理、再生・リサイクル、最終処分
愛知県瀬戸市山路町134

岐阜県企業リサイクルフォーラム開催

平成13年12月10日(月)午後1時30分よりソフトピアジャパンセンタービル1階セミナーホール(大垣市加賀野)で下記のスケジュールで、資源循環型社会を実現するためにどうしたらよいのか、廃棄物の排出抑制や再資源化などにいかに取り組むべきかを探るため、岐阜県企業リサイクルフォーラムが開催され松永事務局長が出席しました。

記

基調講演

【テーマ】「循環型社会は企業にもやさしいか?」

【講師】株廃棄物政策研究所

代表取締役 和田 英樹 氏

事例発表

- 「溶融スラグ混入高流動コンクリートを用いたコンクリート2次製品」

【講師】昭和コンクリート工業㈱

製造部長 萩須 雅夫 氏

- 「ソーラー発電とゼロエミッションへの取り組み」

【講師】三洋電機㈱岐阜事業所

環境グループ 主任企画員 小川 喜弘 氏

- 「プラスチックのマテリアルリサイクルにおける最新技術と課題」

【講師】㈱タイバー

代表取締役 平野 二十四 氏

平成13年度第4回理事会開催

平成13年度第4回理事会(書面表決)が平

成13年8月20日(月)に開催されました。

この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員8名、賛助会員2名が全理事の賛同を得て承認されました。

平成13年度第5回理事会開催

平成13年度第5回理事会(書面表決)が平成13年10月19日(金)に開催されました。

この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員12名、賛助会員5名が全理事の賛同を得て承認されました。

平成13年度第6回理事会開催

平成13年12月13日(木)午後4時から岐阜市内



平成13年度 第6回理事会

の「サンピア岐阜会議室」において本年度第6回理事会が開催されました。

この理事会においては、次の議案が審議されいずれの議案も全員一致で原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成13年度 収支補正予算について

第2号議案 新規加入会員の承認について

新規加入会員の紹介

平成13年度第5回理事会を平成13年10月19日(書面表決)開催し次のとおり新規入会員が承認されました。

<正会員>

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
有限会社笠原環境クリーン ☎0572-57-6395	代表取締役 間宮親男	〒509-5301 土岐市妻木町933-2	収集運搬業
加藤土木株式会社 ☎0578-2-0111	取締役社長 加藤勝	〒506-1161 吉城郡神岡町大字船津1999	収集運搬業
菊池義隆(菊池産業) ☎0572-25-0794	——	〒507-0826 多治見市脇之島町6-37-19	収集運搬業
有限会社サビロ ☎0584-89-7785	代表取締役 松浦頼道	〒503-0934 大垣市外渕2-192	収集運搬業
株式会社シモダ道路 ☎0577-34-6656	代表取締役 下田徳彦	〒506-0824 高山市片野町2108	収集運搬業
有限会社鈴木商事 ☎0574-67-6990	代表取締役 鈴木光広	〒505-0126 可児郡御嵩町上恵土1042-1	収集運搬業
大五産業株式会社 ☎077-564-2274	代表取締役 権田陽子	〒525-0031 滋賀県草津市若竹町9-24	収集運搬業
有限会社東海バイオ ☎0573-26-4404	代表取締役 柘植森衛	〒509-7211 恵那市長島町鍋山2-247	中間処理業
東京トリムテック株式会社 ☎03-3492-3430	代表取締役 最上修	〒141-0031 東京都品川区西五反田1-25-1	収集運搬業
有限会社房村組 ☎0578-2-0539	代表取締役 房村源二	〒506-1154 吉城郡神岡町大字伏方146-1	収集運搬業
藤村木材株式会社 ☎0581-34-3222	代表取締役 藤村隆男	〒501-1205 本巣郡本巣町曾井中島1062-3	収集運搬業
株式会社わかば ☎0575-82-5211	代表取締役 藤井勝昭	〒501-5114 郡上郡白鳥町那留1065	収集運搬業 中間処理業

<賛助会員>

社名・TEL	代表者	住所	備考
株式会社青山製作所 岐阜工場 ☎0575-79-2161	取締役社長 青山義光	〒501-4103 郡上郡美並村大字山田1881-1	

協会だより

社名・TEL	代表者	住所	備考
ソニーイーエムシーエス株式会社 瑞浪テック ☎0572-68-8116	テックプレジデント 鈴木亘	〒509-6112 瑞浪市小田町1905	
二村化学工業株式会社 大垣工場 ☎0584-89-3151	工場長 浅井照	〒509-0932 大垣市本今町1800	
株式会社ユニオン電器 ☎0573-72-2331	代表取締役 原慶太郎	〒508-0203 恵那郡福岡町大字福岡1114-2	
ヨーコン株式会社 岐阜工場 ☎0581-34-2325	工場長 西下正徃	〒501-1201 本巣郡本巣町山口118-1	

平成13年度第6回理事会を平成13年12月13日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
小澤正金(甲重機) ☎058138-2604	_____	〒501-1528 本巣郡根尾村高尾795-1	収集運搬業
関チップ工業有限会社 ☎0575-23-3779	代表取締役 木戸口和敏	〒501-3217 関市下有知字山の間5426-1	収集運搬業 中間処理業
東海雪印トランスポーティ株式会社 ☎052-792-9900	代表取締役社長 田邊新三	〒463-0079 名古屋市守山区幸心3-1815	収集運搬業
有限会社マルエス産業 ☎0572-55-1285	代表取締役 酒井良郎	〒509-5101 土岐市泉町河合819-2	収集運搬業 中間処理業

参考 会員の移動状況

会員区分	8月20日現在	入会数	退会数	12月13日現在	増減
正会員	322	16	2	336	14
賛助会員	103	5	0	108	5
特別会員	2	-	-	2	0
合計	427	21	2	446	19

**平成13年度「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規収集運搬課程）」
及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の再追加開催について**

平成13年度再追加開催各種講習会の会場及び日程は下記のとおりです。

○産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規収集運搬課程）

開催地	開催期日	申込先（受付期間）／電話番号
大 阪	平成14年3月19日(火)～20日(水)	(社)大阪府産業廃棄物協会 06-6943-4016
千 葉	平成14年3月19日(火)～20日(水)	(社)千葉県産業廃棄物協会 043-246-9581

○特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

開催地	開催期日	申込先（受付期間）／電話番号
大 阪	平成14年 2月8日(金)	(社)大阪府産業廃棄物協会 06-6943-4016
東 京	平成14年 2月14日(木)	(社)東京産業廃棄物協会 03-3499-6106
東 京	平成14年 2月18日(月)	(社)東京産業廃棄物協会 03-3499-6106
福 島	平成14年 2月21日(木)	(社)福島県産業廃棄物協会 024-524-1953
岐 阜	平成14年 2月26日(火)	(社)岐阜県産業環境保全協会 058-272-9293
広 島	平成14年 3月15日(金)	(社)広島県産業廃棄物協会 082-247-8499
富 山	平成14年 3月27日(水)	(社)富山県産業廃棄物協会 076-425-8663

*講習会の受講申し込みは、各会場とも定員になり次第締め切りますので、お手数ですが電話にて受講を希望する会場の受付機関（開催県の産業廃棄物協会）に必ず受付状況を確認のうえ、申請書を郵送または持参して下さい。

*平成14年1月10日以前の開催日程については、講習会が修了している為掲載を省いています。

新しく啓発普及ポスター作成

当協会では、廃棄物問題の啓発普及をはかるため、新しく啓発普及ポスターを作成し、会員、県、市町村等関係者に送付し掲示を依頼しました。



会員(企業)紹介

会社名	有限会社 オレンジポート
代表者	代表取締役 船坂 広幸
所在地	岐阜県岐阜市萱場北町2丁目13番地
電話	058-231-6638
FAX	058-294-1169



●事業内容

- ・産業廃棄物処分業。

●許可項目

【産業廃棄物】

最終処分【岐阜県】埋立処分：がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず。

関連会社有限会社オレンジサービス

●許可項目

【産業廃棄物】

收集運搬【岐阜県】がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくず、木くず、紙くず、汚泥、燃え殻、廃油、鉱さい、ダスト類、動植物性残さ、繊維くず、廃酸、廃アルカリ、動物の糞尿。

【岐阜市】がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず、木くず、紙くず、廃プラスチック類。

【愛知県】燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車破碎物を除く。）、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）。

【三重県】燃え殻（有害なものを除く。）、廃油、汚泥（有害なものを除く。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。

中部四県の産廃協会が 米国同時多発テロ事件に係わる 「見舞金」を米国領事館へ贈呈

米国同時多発テロ事件により、ニューヨーク市では、長期間に亘り残骸処理が続けられています。

私共中部四県の産廃協会【(社)愛知県産業廃棄物協会、(社)三重県産業廃棄物協会、(社)静岡県産業廃棄物協会、(社)岐阜県産業環境保全協会】ではこうした事態に際して、ニューヨーク市当局の救援作業の困難さに対し、何らかの手を差しのべるべく中部地域協議会の会長である(社)愛知県産業廃棄物協会が中心となり救援について検討され「見舞金」を送る事になりました。

四県の産廃協会を代表して、(社)愛知県産業廃棄物協会の近藤成章会長、吉沢繁専務理事が平成13年10月30日(火)名古屋米国領事館を訪れ、ヒューゴ・カール・ゲッティンガー主席領事に見舞金を手渡しました。贈呈内容は下記の通りです。

記

1. 贈呈者名 (社)愛知県産業廃棄物協会
(社)三重県産業廃棄物協会
(社)静岡県産業廃棄物協会
(社)岐阜県産業環境保全協会
2. 贈呈先 名古屋米国領事館
3. 主旨
 - 死傷者に対する弔意をしめす。
 - 現在も続く救援活動に対する敬意を表す。

経営五訓

1. 仕事は自分から「創れ」与えられてやるものではない。
2. 何事にも「自信」を持て自信がないから君の仕事には迫力も粘りも厚味すらもない。
3. 仕事に「情熱」を持て失敗するか成功するかは人の能力よりも情熱の度合いに決まる。
4. 「創意工夫」を忘れるな、アイデアの泉は尽きることなく君と企業を繁栄に導いてくれる。
5. 出来ないと言うな「やりもしないで」できないと結論を出すのは最も危険である。

21世紀の水環境づくり国際会議

(水環境づくり実践のための実務者会議)

資料提供・岐阜県健康福祉環境部環境管理課

●開催趣旨

清流・長良川をはじめとする木曽三川を擁する岐阜県、日本一の湖・琵琶湖を擁する滋賀県、伊勢湾に面し広く太平洋に接する三重県、豊富で清浄な地下水に恵まれ峻険な日本海に面している福井県の四県は、形は違うものの、それぞれ貴重な水資源に親しみ、またそれを利用して、文化、産業を育んできた。

その豊かな水資源が、「石油の時代」と言われる20世紀に、化石燃料の燃焼によって引き起こされた地球温暖化を原因とする異常気象のために、その量の確保が危うくなっている。一方、20世紀後半から、化学物質が多種大量に生産され、P C B、有機塩素系化合物、ダイオキシン類、環境ホルモンなどの有害な化学物質が大量に自然界に放出されたことによって、水の質の確保も問題となってきた。

このような状況において、将来の子孫のために、豊かで良質な水資源を確保していくことは、今、我々の最も重要な使命である。

水資源に恵まれた四県が、この使命のために、実務者のレベルにおいて外国の事例を学ぶことによって未来の方向を探り、また、四県のN P Oがそれぞれのパートナーシップの構築を図ることも目的として、「21世紀の水環境づくり国際会議」を開催する。

1 次世代に残す水資源

豊かな清流、満々とした清浄な湖、豊富な地下水、川の幸、海の幸、安全な水浴場、憩いの場となる川岸・海辺……、これらは何としてでも次世代に引き継がなければならない貴重な水資源である。そのため行政の施策、N P O活動、地域住民の自主的な活動等について、海外の先進事例を学び、将来に繋げる。

2 N P O活動の活性化

日本においては、本格的なN P O活動は始まったばかりと言える。

日本の活動状況に対するアドバイス等もいただくことによって、日本のN P O活動の活性化を図る。

3 異常気象への対応

地球環境の変化により、すでに世界各地で異常気象が発生している。この異常多雨、異常少雨に対して、外国の例を学ぶことによって、日本におけるこれからの異常気象への対応に反映させる。

4 発展途上国への支援

四県の中には、発展途上国からの水環境に関する技術者を受け入れ、その養成等を行っている県があり、四県がそれぞれ異なる水環境を有することから、その養成について相互に協力する体制を確立する。

21世紀の水環境づくり国際会議実行委員会会長
岐阜県知事 梶原拓

プログラム

平成14年2月2日(土)

10:30 開会宣言	21世紀の水環境づくり国際会議実行委員会 会長 岐阜県知事 梶原 拓
来賓挨拶	外務省、国土交通省、環境省等
基調講演 11:00 アメリカ合衆国	「アメリカ五大湖における水環境保全活動」 デビット・レイ氏 アメリカ合衆国・ミシガン州環境保全部五大湖室長 P C B・環境ホルモンなど約2,800種類の化学物質が流入したといわれる五大湖の水質保全・回復対策
12:00～ 13:00	昼 食 12:45～13:00 アトラクション
特別講演 13:00 中華人民共和国	「中国における『南北水調』」 張 波 氏 中華人民共和国・山東省環境保護局副局長 異常渇水が長期間続き住民生活に深刻な影響を及ぼしている黄河に、揚子江の水を引き込む国家的なプロジェクトの状況
一般講演 14:00 オランダ王国	「オランダにおける土壤地下水汚染対策」 ヤコ・ハウスマン氏 オランダ王国・政府研究員 汚染者負担(不明の場合は政府)で土壤の入れ替えを義務づけるなど先進的な土壤汚染対策に取り組むオランダの状況
一般講演 14:30 ネパール王国	「高地での水環境保全事例」 マトゥスダン・バクタ・シュレスタ氏 ネパール王国・政府研究員 海拔50mの低地からエベレストに代表される海拔8,000mの高地まで、起伏に富んだ地形を有するネパールの水環境事情
15:00	休憩
一般講演 15:10 ペルー共和国	「ペルーにおける水環境事情と異常気象」 マリオ・レオン・スエマツ氏 ペルー共和国・政府研究員 エルニーニョ現象による異常気象とともに多くの課題(終末処理の未整備な下水道)を抱えるペルーの水質保全活動状況
15:40 レビュー	関 健志 氏 財日本生態系協会・事務局長 渡辺 正孝 氏 国立環境研究所・水土壌環境部長
16:00 パネルディスカッション (コーディネーター) 湯浅 晶 氏 国立岐阜大学・流域環境研究センター長 (パネラー) 上記外国人講師5名	
17:00	21世紀の水環境づくり宣言
17:30	NPO交流会 各県NPO等 *有料です。

平成14年2月3日(日)

一般講演 10:00	「日本における自然共生型川づくりの取り組み」 石橋 良啓 氏 鰐バーフロート整備センター・研究第四部次長 河川が有する生物の良好な生息・生育環境と調和を図り、あわせて美しい自然環境の保全あるいは復元を目指した川づくり
一般講演 10:50	「四万十川浄化対策」 横田 和典 氏 嵐磐文化環境部・四万十川流域振興室長 単に清流の水質を守ろうというものではなく、環境保全を基本にした地域政策としての総合政策(自然の保全と安全・快適な住民生活の調和)
事例紹介 11:40	「『溪相診断手法』(岐阜県の委託により開発)の紹介」 篠田 成郎 氏 国立岐阜大学・流域環境研究センター助教授 水質だけでなく、瀬や涸、渓谷林、岩石の状況などの河川周辺環境も含めて、総合的に河川の状況を評価する方法の紹介
12:10～13:00	昼 食

13:00 分科会	水質環境 分科会 (第2 会議室)	水辺環境 分科会 (第5 会議室)	農山村 分科会 (ルネッサンス ホテル青葉)	NPO活動 分科会 (ルネッサンス ホテル連)

(会場)

長良川国際会議場

〒502-0817 岐阜市長良福光2695-2

(お申し込み・お問い合わせ先)

21世紀の水環境づくり国際会議実行委員会 事務局
〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県庁環境管理課内

TEL:058-272-1111(内線2696)

FAX:058-271-5719

E-mail:c11142@govt.pref.gifu.jp

【参加申込書】

参加ご希望の方は、次の内容をFAX又はEメールでお申し込み下さい。
(FAX:058-271-5719、E-mail:c11142@govt.pref.gifu.jp)

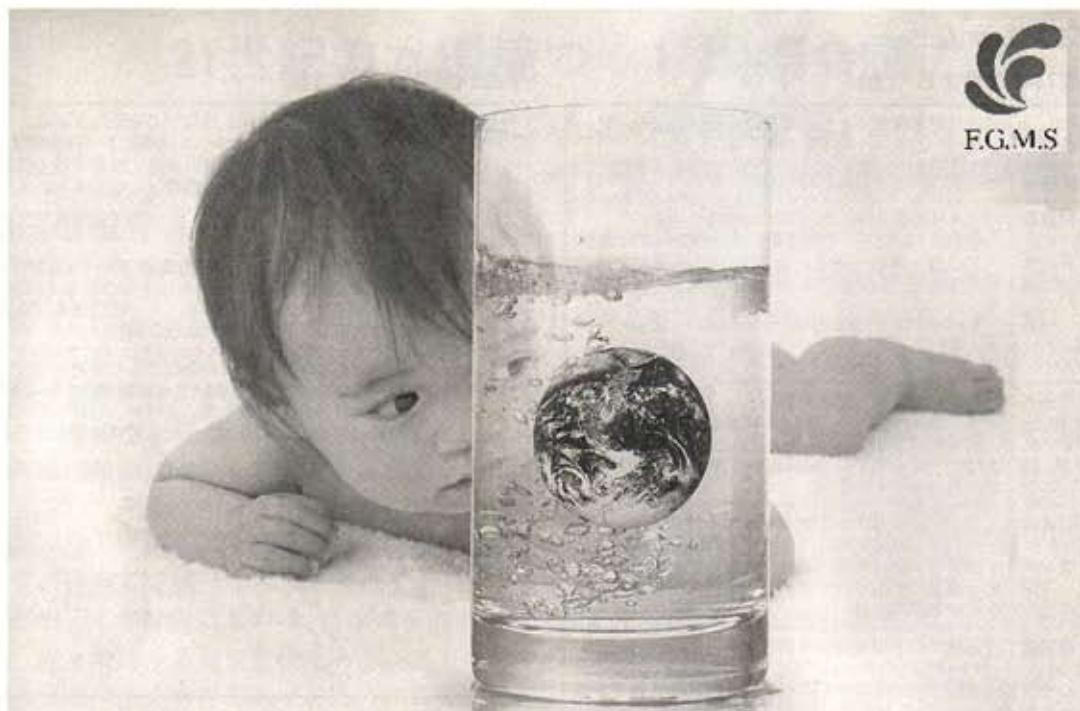
FAX送信書

21世紀の水環境づくり国際会議実行委員会事務局宛

氏名	(才)男・女	国籍又は都道府県名	TEL
会社名又は団体名	E-mail		

参加を希望される方所に○を記入してください。

2月2日(土) 基調講演等	講 演	2月3日(日) 分 科 会			
		水質環境	水辺環境	農山村	NPO活動



(水環境づくり実践のための実務者会議)

21世紀の水環境づくり国際会議

International Conference for Water Resource Management in The 21st Century

2002年2月2日(sat)・3日(sun)

長良川国際会議場 メインホール 他

岐阜市長良福光2695-2

主催 21世紀の水環境づくり国際会議実行委員会
(岐阜県、福井県、三重県、滋賀県)

問合せ先 岐阜県環境管理課
電話 058-272-1111(2696)

アメリカ五大湖
水環境保全活動

岐阜大学開発
渓相診断手法

中国黄河
南水北調

次世代に残す
水資源

NPO活動の
活性化

異常気象への
対応
水事情

発展途上国への
支援

オランダ
土壤汚染
地下水汚染対策

日本NPO
活動事例

Fukui

Gifu

中国黄河
南水北調

Mie

ペルー
水質浄化事情
ネパール
高地水事情

Siga

2月2日(sat) 10:30~17:30

基調講演・パネルディスカッション

2月3日(sun) 10:00~15:00

講演・分科会

参加
無料

社団法人全国産業廃棄物連合会より「リサイクル名目での不適正処理の防止について」（お願い）の通知がありましたので掲載いたします。

全産廃連発第360号
平成13年11月15日

正会員 各位

社団法人全国産業廃棄物連合会
会長 國中 賢吉

リサイクル名目での不適正処理の 防止について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会では、かねてより環境保全を第一と考え、リサイクル名目での脱法行為を防止するよう国に強く訴えてきたところです。

国は平成11年3月30日最高裁決定を受けて、平成12年7月24日付け衛環第65号及び同日付け衛産第95号「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」の中で、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して判断すべきもの」と定義しました。

さらに、この度、千葉県産業廃棄物課長が各建設業代表者にあてて別添の通り「建設汚泥の取り扱いについて」の通知を出しました。千葉県の通知は、リサイクルに名を借りた建設汚泥の不適正処理を防止するために具体的な判断基準を明確に示したものであり、当連合会の基本的な方針とも合致するものです。

当連合会と致しましては、すべての廃棄物について、国や千葉県の通知のような考え方が全国的に広く普及、徹底することで、環境保全が担保されたうえで、適正処理やリサイクルが促進されるものと考えております。各正会員におかれましても、同様の考え方方が全国的に広く普及するように、都道府県の関係部局に要望してくださいますようお願い申し上げます。

産 廃 第 456 号
平成13年9月18日

各建設業 代表者 様

千葉県環境生活部産業廃棄物課長

建設汚泥の取り扱いについて（通知）

千葉県の産業廃棄物行政について、日頃から御協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、建設汚泥については、固化剤を混ぜて一定の強度をもった改良土として宅地開発の埋立及び残土処分場の埋立材としての利用が見受けられるが、中間処理業者及び残土処分業者からヒアリングをしたところ、残土業者は廉価で改良土を購入しているが、その見返りとして運送委託費と称して実質的な処分費を受けている例などが判明したところである。

一方、国では、平成12年7月24日付け衛環第65号及び同日付け衛産第95号「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」の中で、廃棄物とは、その物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して判断すべきとしている。

これを受けて県としては、有用物であることを客観的に明らかにすること及び受け渡し量の収支を明確にした契約が締結されていることを条件として審査しているところである。

そこで、今後、改良土について下記のとおり取り扱うこととするので、宅地開発の埋立、残土処分及び県外要綱に基づく協議等の際に必要な書類を添付することを御了知願いたい。

記

建設汚泥を中間処理等をした改良土については、原則的に残土処分場への搬入を禁止する。

また、「有用物」とする場合は、有用物であることを客観的に証明する書類等を添付し、その都度、県と協議すること。

なお、有償売却についても事実関係を証明する書類等を添付すること。

協会作成図書等のご案内

当協会では、次の図書を作成し会員に配布しました。ご希望の方には頒布します。(手持ちの量に限りがありますのでなくなりましたときにはご容赦願います。)

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・法令集 価格2,500円(送料別)
2. 最新版 よくわかる廃棄物処理法のポイント 価格 700円(送料別)
3. 岐阜県・岐阜市の産業廃棄物関係規程集

内容

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例、同施行規則、同指導要綱、各指針等。

岐阜市産業廃棄物の処理施設の設置等に関する指導要綱。参考省令産廃様式。産業廃棄物処理計画書策定の手引き。大規模建設工事等に係る産業廃棄物アセスメントの手引き。解体工事届出の手引き。小規模廃棄物焼却施設設置届出の手引き。を1冊にまとめて発行。1冊2,500円(送料別)

- | | |
|--------------------------------------|---------------|
| 4. 平成13年度版 協会要覧(平成13年9月発行) | 1冊2,000円(送料別) |
| 5. マニフェストシステムがよくわかる本(社)全国産業廃棄物連合会発行 | 1部 150円(送料別) |
| 6. 建設系廃棄物マニフェストのしくみ(建設九団体副産物対策協議会発行) | 1部 120円(送料別) |
| 7. 産業廃棄物処理委託契約書作成の手引(社)全国産業廃棄物連合会発行 | 1部 150円(送料別) |

*お知らせ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・法令集」を購入された方で、平成12年9月29日以降平成13年10月までの「改正追録」を作成しましたのでご希望の方は当協会までご連絡下さい。(資料は1冊200円(送料別))。

編集後記

平成14年の新年を迎え皆様おめでとうございます。

昨年は、大変な年がありました。世界的な景気減速に米同時テロが追い打ちを掛け、国内景気のさらなる後退が鮮明となりました。

明るい、ニュースとして12月には皇太子ご夫妻に敬宮愛子さまが誕生されました、心からお祝い申し上げます。

11月8日から4日間開催されました「2001 NEW環境展・名古屋」会場はドーム屋根の1号館の広い会場に各社、各団体のブースが設けられ、汚泥、生ゴミ、がれき類、廃プラスチック類等の廃棄物を処理、リサイクルす

るための最新技術や機器が展示発表され、担当者が熱心に説明していました。屋外では焼却炉等の大型施設の展示実演が行われていました。全体的には生ゴミをはじめリサイクル機器や製品の紹介に重点を置いて出展されていたのが印象的でした。

私たち処理業者は、廃掃法改正等により今後研鑽を積み、適正処理に英智を結集し努力して行くべきであると思います。

本年もこの「ぎふ保全協会報」の編集にあたり皆様方のご協力をお願い申し上げますとともに委員一同頑張りますのでどうかよろしくお願いいたします。
(野村清晴)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山 村 けい

副委員長 野 村 清 晴

委 員 川 合 清 和 野々村 清 加 藤 宏
中 尾 勝 山 口 繁

■広告掲載社名

日本興亜損害保険株式会社／共和印刷株式会社

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。)

会員(企業)紹介

会社名 株式会社 佐合木材

代表者 代表取締役 佐合 隆治

所在地 岐阜県美濃加茂市古井町下古井450-1

電話 0574-26-3111

FAX 0574-25-3090

創業 昭和29年8月

資本金 2,000万円

従業員数 60名

ホームページ <http://www.sago-g.co.jp>

メールアドレス info@sago-g.co.jp



◆事業概要（又は沿革）

当社は、昭和29年創立以来、素材買入による製紙原料供給を主業務に造林・木材伐出等の森林施業に携わってまいりました。

昭和48年には建築材料販売と造園土木・建築工事を開始して、木材利用の一貫システム事業に取り組み、平成10年からは木質系廃棄物を中心に産業廃棄物中間処理を開始して、製紙原料・燃料、ボード原料、パーク堆肥等として販売してリサイクルしています。

このように素材生産から利用、そしてリサイクルまで取り組むことにより、循環型社会に適応した環境にやさしい企業として地域産業の発展に努めています。

◆事業内容

- ・産業廃棄物 収集運搬業。
- ・産業廃棄物 中間処理業。
- ・各種木質チップの製造販売。
- ・森林・緑地保全管理。
- ・造園工事。
- ・住宅建築、プレカット、住宅資材販売。



◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬

【岐阜県】木くず、ガラスくず及び陶磁器くず。

【岐阜市】木くず、ガラスくず及び陶磁器くず。

【愛知県】木くず、ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、紙くず。

【名古屋市】木くず、ガラスくず及び陶磁器くず。

【豊橋市】木くず、ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）

【三重県】木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、紙くず、がれき類。

中間処理

【岐阜県】破碎：木くず、ガラスくず及び陶磁器くず。

お知らせ

次号50号（平成14年3月31日付発行予定）に会員（企業）紹介の掲載をご希望されます方は事務局までご連絡ください。

会員(企業)紹介

会社名 タカイ商事 株式会社

代表者 高井信夫

所在地 岐阜市則松1469の3

電話 058-239-9931

FAX 058-239-9828

創業 昭和42年4月18日

従業員数 19名



■事業概要

- 昭和42年5月会社創業
- 昭和50年9月株式会社設立
- 昭和58年産業廃棄物業務に参入
- 現在産業廃棄物収集運搬、中間処理業を行っている。

■事業内容

- 産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物中間処理業

■許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬

【岐阜県】燃え殻、焼アルカリ、繊維くず、汚泥、ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、動植物性残さ、がれき類、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず。

【岐阜市】廃油、廃酸、焼アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、汚泥、がれき類、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、燃え殻、動植物性残さ、繊維くず、紙くず。

【愛知県】燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類。

【三重県】汚泥（有害なものを除く。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。

【福井県】燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。（これらのうち特別管理産業廃棄物を除く。）

中間処理

【岐阜市】①焼却 汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず。

②焼却 廃プラスチック類。

③脱水 汚泥。

④中和 廃酸、焼アルカリ。

⑤破碎 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。

[特別管理産業廃棄物]

収集運搬

【岐阜県】引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ。

【岐阜市】引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ。

【愛知県】引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ。

【三重県】引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ。

中間処理

【岐阜市】①焼却 引火性廃油。

②中和 腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ。

会員(企業)紹介

会社名 玉田建設株式会社
代表者 代表取締役 玉田 弘毅
所在地 本社建築部 岐阜市芥見1丁目64番地
TEL 058-243-1014
土木部 岐阜市大洞1丁目16番地
TEL 058-243-2065
岐阜リサイクルセンター 岐阜市大洞4丁目142番地
TEL 058-241-8817
FAX 本社建築部 058-241-8277
土木部 058-243-2090
創業 昭和21年6月
資本金 3,000万円
社員数 40名
ホームページ <http://www.tamada-k.co.jp>
メールアドレス main@tamada-k.co.jp



●事業概要

昭和21年6月 玉田組を創業 社長 玉田為好
昭和45年1月 法人組織に変更 丸玉 玉田建設株式会社に改称
昭和47年4月 資本金300万円から1,000万円に増資
昭和51年5月 資本金1,000万円から3,000万円に増資
昭和58年8月 丸玉 玉田建設株式会社を玉田建設株式会社に改称
平成2年8月 産業廃棄物中間処理業許可 (がれき類)、アスファルト再生プラント建設
平成2年8月 産業廃棄物収集運搬業許可 (がれき類)
平成9年6月 代表取締役に玉田弘毅就任
平成13年12月 建設リサイクル法に先駆け石膏ボードリサイクルプラント建設
平成13年12月 産業廃棄物中間処理品目、産業廃棄物収集運搬品目追加

**平成14年度より施行される建設リサイクル法に先駆け平成14年1月より解体係
石膏ボード及び新石膏ボードのリサイクルの中間処理業を開始いたします。**

●事業内容

建築工事設計施工
土木工事：舗装・構造物・開発・下水
不動産業：土地販売・建売販売
産業廃棄物処理業：アスファルト再生合材販売・再生碎石販売・アスファルト廃材受入・コンクリート廃材受入・廃石膏ボード受入・リサイクル石膏販売。

●許可品目

[産業廃棄物]

收集運搬

【岐阜市】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。
中間処理

- 【岐阜市】①溶融 (アスファルト再生) がれき類。
②破碎 がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず。
③破碎 ガラスくず及び陶磁器くず。



協会のシンボルマーク

平成14年1月1日発行 第49号
編集 発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会
理事長 中本貞実
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764
印刷 共和印刷株式会社